

令和5年6月

## マイナンバーカードと健康保険被保険者証の一体化に関するご案内

平素は当組合の事業運営につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、より良い医療が受けられること、利便性が向上すること、事務負荷やコストの軽減を図ること等を目的に、令和6年秋に健康保険被保険者証を廃止し、マイナンバーカードと健康保険被保険者証の一体化した形に切り替えが進められることとなりました。

令和5年4月からオンライン資格確認について医療機関・薬局への導入が原則義務化となったことから、マイナンバーカードでの医療機関等の受診を円滑に実施するため、確実に加入者を登録することが重要となります。

つきましては、健康保険法施行規則等の一部改正に伴い、令和5年6月1日より資格取得届、被扶養者異動届は、マイナンバーほか必要な事項(氏名、生年月日、資格取得日等)または、住民票に記載されている5情報(漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所)のいずれかが記載されている場合に限り、届出を受け付けることとなりましたので、お知らせいたします。

なお、資格取得届等にマイナンバーの記載がない場合、オンライン資格確認等システムへ加入者情報の登録が出来ないため、引き続きマイナンバーの提出をお願いいたします。

また、提出期限につきましても、健康保険法施行規則が改正され、資格取得の事実があった日から5日以内に、健康保険組合への届け出が必要となりましたので、併せてお知らせいたします。

この件に関するお問い合わせは、業務課(06-6243-0700)までお願いいたします。